

提出日：西暦2013年3月27日

社外研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所  
報告者：小柳津祐

研修テーマ	ステップアップ研修 家事事件シリーズ②～家事事件手続法と実務変更点
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	KKRホテル名古屋4階「福寿の間」
受講期間	平成25年3月25日 13:30～15:30
研修内容	1 家事事件とは 2 家事事件手続法の施行と実務変更点 3 個別の事件処理の注意点について
研修の成果 及び感想	平成25年1月1日施行の家事事件手続法の施行についてが主な講義内容だった。 実務における変更点の解説・注意点もあり、即現場で活かせる内容だった。 ・申立の際に、副本を用意する ・記録の閲覧・謄写について 審判手続は原則許可されるので、知られては困る内容はマスキング処理をする、それでは足りない資料は、非開示を希望する旨の書面を添付して提出する。 ・事件類型の変更  甲類・乙類→別表第1事件・別表第2事件
添付資料	
受講者	小柳津祐、山口由起子